

古河市に建設コンサルタント業務等入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

建設コンサルタント業務等の申請受付に際しては、申請日時時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

2 申請受付業種

- (1) 測量業務
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務
（土木工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務）
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務
（建築工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務）
- (4) 地質調査業務
（土木又は建築工事のための地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定の業務）
- (5) 補償関係コンサルタント業務
 - ア 補償コンサルタント業務
（公共工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う損失の補償その他の見積り業務）
 - イ 不動産鑑定評価業務
 - ウ 土地家屋調査業務
 - エ 計量証明業務

3 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の手引き共通書類編4 入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

4 名簿の公表方法等

有資格者名簿につきましては、閲覧（古河市契約検査課）及びインターネット（古河市ホームページ）で公表します。

5 個別書類について

共通書類と共に、個別書類として以下の書類を各1部提出してください。

書類名	摘 要
個別書類チェック表	個別書類の表紙とすること。
古河市関連事項調査書	古河市に本社（本店）・営業所・工場等がある場合
市税等納入状況確認同意書（入札参加資格用）	古河市に本社（本店）・営業所・工場等を有する場合

6 変更届について

申請書提出後に、申請書類記載の事項に変更が生じた場合には、速やかに変更届（任意の様式又は一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（参考様式））を契約検査課に提出してください。

（1）届出が必要な変更事項

- (ア) 商号又は名称
- (イ) 代表者又は受任者
- (ウ) 主たる営業所の所在地、郵便番号又は電話番号
- (エ) その他の営業所の名称、所在地、郵便番号又は電話番号（古河市内に所在するものに限る。）
- (オ) 許可・登録状況の取消し又は失効
- (カ) 営業の停止
- (キ) 営業の休止又は廃止

(2) 申請日以降、次の事実が発生した場合の届出方法については、下記に直接お問い合わせください。

- (ア) 合併又は営業譲渡をした場合

7 お問い合わせ先

古河市 総務部 契約検査課 契約係

〒306-0291 茨城県古河市下大野2248番地

電話0280-92-3111（代表） 内線2331・2334